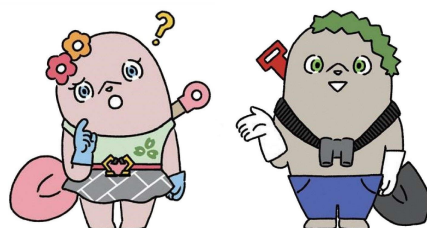


盛土規制法に関する説明会

(宅地造成及び特定盛土等規制法)



令和7年4月14日～18日
土木部都市局都市政策課

1

はじめに



- 新潟県では、**令和7年7月18日に規制区域を指定し、盛土規制法の運用を開始**します
- 本日の説明会は、県民・事業者の皆様に盛土規制法について、広く知っていただくことを目的としています
許可申請や技術基準等の詳細は、新潟県のホームページをご覧ください
- 本日の説明は、新潟市を除く県内での運用に関するものとなります
新潟市の運用等については、新潟市のホームページをご覧ください

2

国が定めた法令

- 宅地造成及び特定盛土等規制法【法】
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令【政令】
- 宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則【省令】

国が定めた技術的資料

- 宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）【技術的助言】
- 盛土等防災マニュアル【マニュアル】

県が定めた基準等

- 新潟県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則【細則】
- 盛土規制法に関する技術的基準【技術基準】
- 盛土規制法に基づく許可申請の手引き【申請手引き】
- 盛土規制法に基づく届出の手引き【届出手引き】

用語の説明

- 土石 : 土砂若しくは岩石又はこれらの混合物
- 土砂 : ①粒径75mm未満の礫、砂、シルト及び粘土
②粒径75mm以上のものを破砕すること等により土と同等の性状にしたもの
③土に植物遺骸等が分解されること等により生じた有機物が混入した者
④土にセメント、石灰若しくはこれらを主材とした改良材等を混合等したもの
⑤建設副産物を土と同等の性状にしたもの
- 岩石 : 石のほか、建設副産物を石と同等の性状にしたもの
- 擁壁等 : 擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設、地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他土留め
- 土地の形質変更 : 盛土や切土により土地の形質を変更する行為
- 土石の堆積 : 一定期間経過後に当該土石を除却することを前提とした、土石の一時的な堆積行為
- 盛土等 : 盛土、切土又は土石の堆積の総称

- 1 盛土規制法の概要 } (5分)
- 2 規制区域について }
- 3 規制内容について (10分)
- 4 申請手続きについて (20分)
- 5 技術的基準について (10分)
- 6 事例紹介 (10分)
- 7 不法盛土について (5分)
- 8 その他

1 盛土規制法の概要

1 盛土規制法の概要

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、**全国で約3.6万箇所を目視等により点検**（令和4年3月）



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**
（一部の地方公共団体では、条例を制定して対応）

【参考】熱海市伊豆山地区の土石流発生箇所

→ 森林法の許可、静岡県土採取等規制条例の届出の対象 / 廃棄物処理法による廃棄物投棄禁止

危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり

- ◆ 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、**「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正**し、**土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**
 - ※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“**盛土規制法**”
 - ※ **国土交通省・農林水産省による共管法**とし、両省が緊密に連携して対応
- ◆ **国土交通大臣及び農林水産大臣が盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**し、その方針の下、**都道府県知事等が規制を実施**

1 盛土規制法の概要

1. スキマのない規制

- 規制区域** ◆ 都道府県知事等が、**盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定**
→ ・市街地や集落、その周辺など、人家等が存在するエリアについて、森林や農地を含めて広く指定
・市街地や集落等からは離れているものの、地形等の条件から人家等に危害を及ぼしうるエリア（斜面地等）も指定
- 規制対象** ◆ 規制区域内で行われる盛土等を **都道府県知事等の許可の対象**に
※ 宅地造成等の際の盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制

2. 盛土等の安全性の確保

- 許可基準** ◆ 盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、**災害防止のために必要な許可基準を設定**
- 中間検査
完了検査** ◆ 許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、
①**施工状況の定期報告**、②**施工中の中間検査**及び③**工事完了時の完了検査**を実施

3. 責任の所在の明確化

- 管理責任** ◆ 盛土等が行われた土地について、**土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務を有することを明確化**
- 監督処分** ◆ 災害防止のため必要なときは、**土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令**
※ 当該盛土等を行った造成主や工事施工者、過去の土地所有者等も、原因行為者として命令の対象になり得る

4. 実効性のある罰則の措置

- 罰則** ◆ 罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、**条例による罰則の上限より高い水準に強化**
※ 最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下・法人重科3億円以下

2 規制区域について

2 規制区域について

盛土規制法における規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域（宅造区域）

市街地やその周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域（特盛区域）

市街地等からは離れているものの、地形等の条件から、盛土等がされれば人家等に危害を及ぼしうるエリア



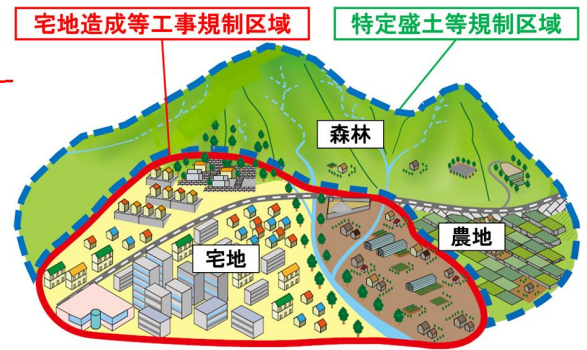
新潟県の規制区域案

宅地造成等工事規制区域（宅造区域）

- ・市街化区域（用途地域）、人口集中地区
- ・地方公共団体の長が必要と認める区域
- ・上記に隣接・近接する土地の区域

特定盛土等規制区域（特盛区域）

- ・盛土等の崩落により流出した土砂が、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域
- ・盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域



新潟県では、県土全域を宅地造成等工事規制区域、または特定盛土等規制区域のいずれかの区域として指定する
※政令市である新潟市を除く

規制区域（案）

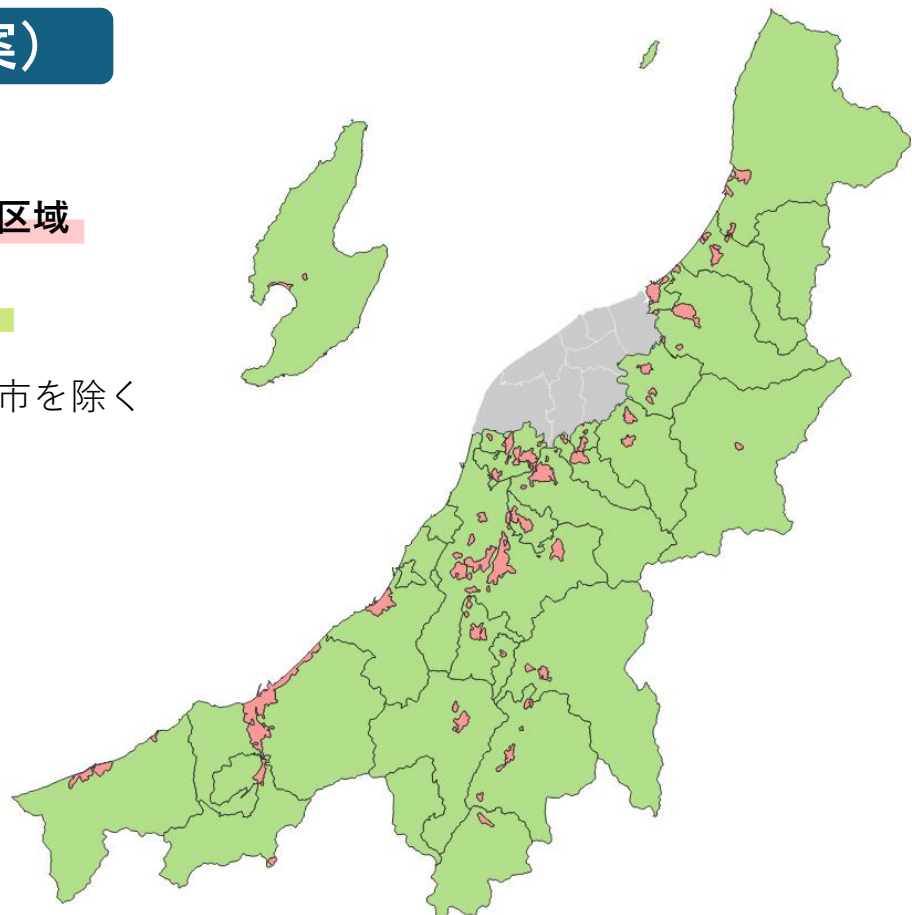
宅地造成等工事規制区域

特定盛土等規制区域

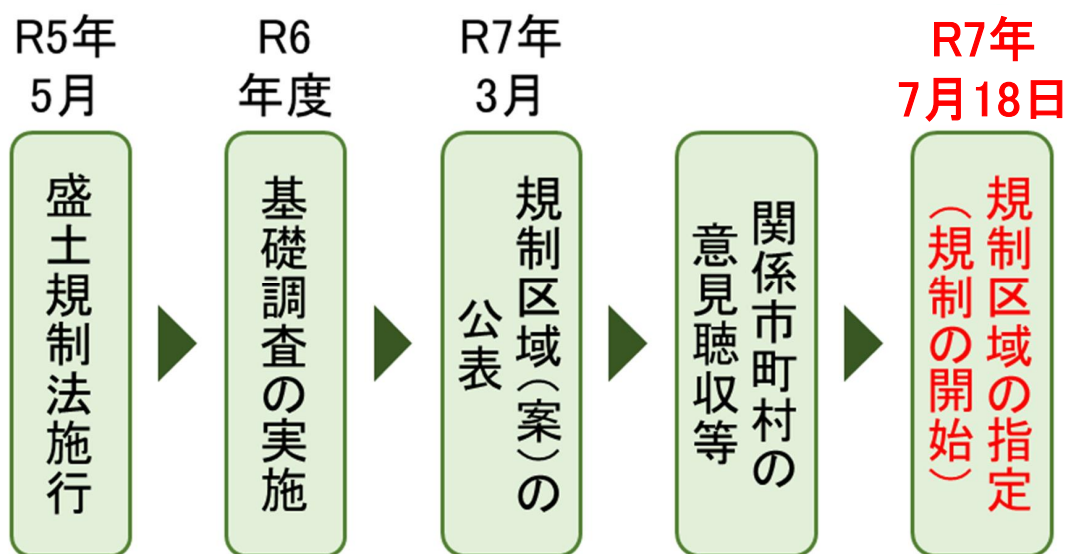
※政令市である新潟市を除く



新潟県規制区域
(県ホームページ)



規制区域指定の流れ



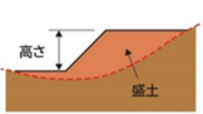
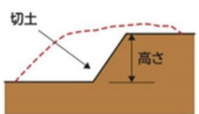
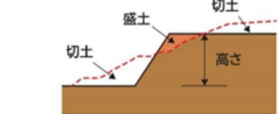
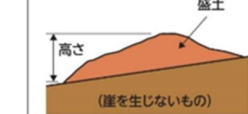
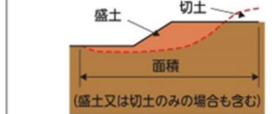
3 規制内容について

宅造区域で許可を要する工事

赤字 宅地造成等工事規制区域で【許可】を要する工事

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

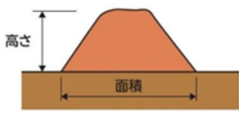
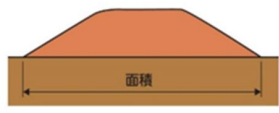
例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

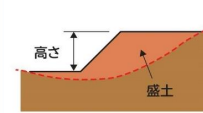
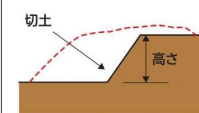
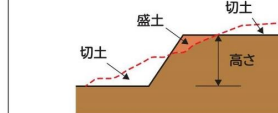

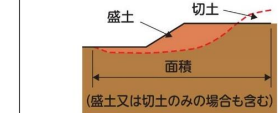
特盛区域で許可・届出を要する工事

赤字 特定盛土等規制区域で【許可】を要する工事

青文字 特定盛土等規制区域で【届出】を要する工事

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

規制対象行為と必要な手続き

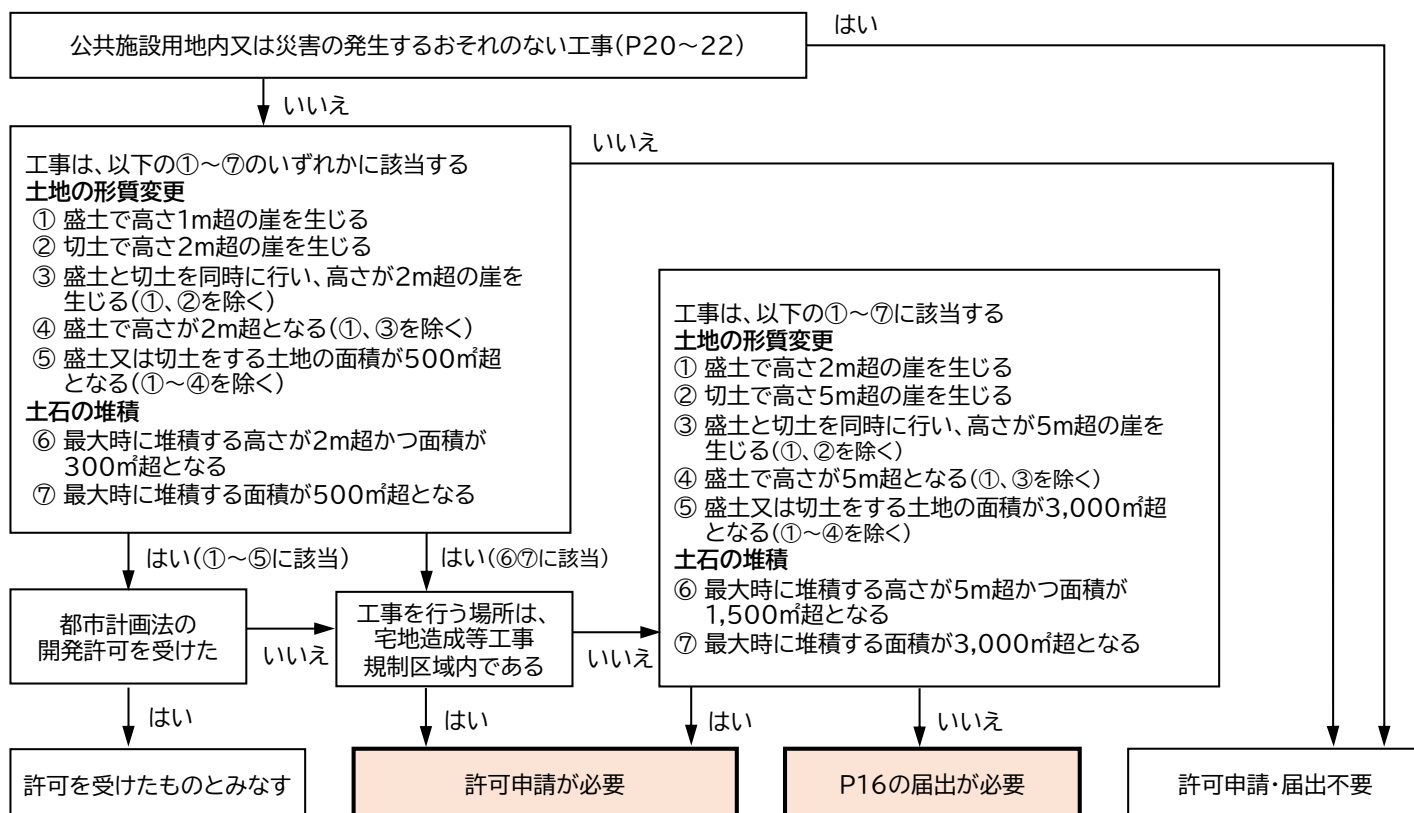
名称	区域	行為	届出	許可	中間検査	定期報告	完了検査
宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）	宅地造成等工事規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	—	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	同左	許可対象すべて
		土石の堆積	—	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	—	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	許可対象すべて
	特定盛土等規制区域	土地の区画形質の変更（盛土・切土）	①盛土で高さ1m超の崖 ②切土で高さ2m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ2m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ2m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積500㎡超（①～④を除く）	①盛土で高さ2m超の崖 ②切土で高さ5m超の崖 ③盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	許可対象すべて	許可対象すべて	許可対象すべて
		土石の堆積	①堆積の高さ2m超かつ面積300㎡超 ②堆積の面積500㎡超	①堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ②堆積の面積3,000㎡超	—	許可対象すべて	許可対象すべて

国土交通省パンフレットを加工 17

3 規制内容について

手続きの要否の判定

（区域指定日以降に現場着手するもの）



P18のフローの他に届出を要する工事

対象となる工事等	対象規模	届出期限
区域指定日をまたぐ工事 (P24)	区域指定の際に既に行われており、許可又は届出を要する規模に該当する工事	区域指定があった日から <u>21日以内 (8月8日まで)</u>
擁壁等の全部又は一部の除去工事	擁壁若しくは崖面崩壊防止施設で高さが2mを超えるもの、地表水等を排除するための排水施設又は地滑り抑止ぐい等の全部又は一部を除却する工事	当該工事に着手する日の14日前まで
公共施設用地の転用	公共施設用地を宅地又は農地に転用したとき	転用した日から14日以内

許可を要しない工事

①公共施設用地における工事

法令で定める**公共施設用地**における工事は、**法の規制対象外**【法第2条、政令第2条、省令第1条】

公共施設用地

- 道路、公園、河川
- 砂防設備、地すべり防止施設、海岸保全施設、津波防護施設、港湾施設、漁港施設、飛行場、航空保安施設、鉄道、軌道、索道又は無軌条電車の用に供する施設
- 雨水貯留浸透施設、農業用ため池、防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
- 国又は地方公共団体が管理する学校、運動場、緑地、広場、墓地、廃棄物処理施設、水道、下水道、営農飲雑用水施設、水産飲雑用水施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

※上記について不明点がある場合、県庁都市政策課へご相談ください

許可を要しない工事

②その他法の対象外となる行為

土地利用のために土地の形質を維持する行為は、災害の危険性を増大させないことから法の規制対象外【技術的助言】

土地の形質を維持する行為

- 農地及び採草放牧地において行われる通常の営農行為（通常の生産活動並びにはほ場管理のための耕起、代かき、整地、畝立、けい畔の新設、補修及び除去、表土の補充であって、その前後の土地の地盤面の標高差が30cmを超えないもの）
- その他土地利用のために土地の形質を維持する行為（例：グラウンド等の施設を維持するための土砂の敷き均し等）

※上記について不明点がある場合、県庁都市政策課へご相談ください

許可を要しない工事

③災害の発生のおそれがないと認められる工事

法令で定める以下の工事等は、法の許可不要【法第12条・第30条、政令第5条、省令第8条】

災害の発生のおそれがないと認められる工事 ※詳細な条項は手引き参照

- 鉱山保安法：鉱物の採取（鉱業に使用する特定施設の設置の工事等）
- 鉱業法：鉱物の採取（認可を受けた施業案の実施に係る工事）
- 採石法：岩石の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- 砂利採取法：砂利の採取（認可を受けた採取計画に係る工事）
- 土地改良法：土地改良事業（農業用排水施設の新設等）等
- 火薬類取締法：火薬類の製造施設の周囲に設置する土堤の設置等
- 家畜伝染病予防法：家畜の死体等の埋却
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：廃棄物の処分等
- 土壤汚染対策法：汚染土壌の搬出又は処理等
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法：廃棄物又は除去土壌の保管又は処分
- 森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
- 国、地方公共団体、一定の国みなし法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事
- 高さ2m以下かつ面積500㎡超の盛土又は切土であって、盛土又は切土をする厚さが30cmを超えないものを行う工事
- 土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの
- 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの

※上記について不明点がある場合、県庁都市政策課へご相談ください

許可を要しない工事

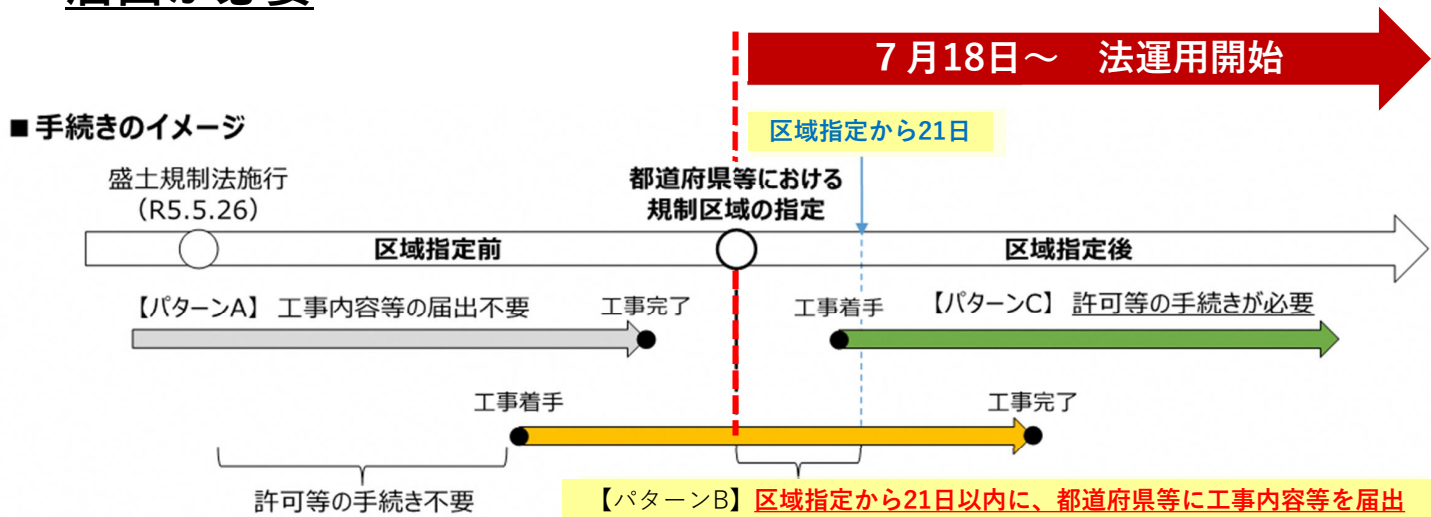
④許可の特例【法第15条・第34条】

- 規制区域の指定後に都市計画法第29条第1項又は第2項の許可（開発許可）を受けた案件は、盛土規制法の許可を受けたものとみなす【みなし許可】

許可を要しない工事（届出が必要な工事）

⑤区域指定日をまたぐ工事【法第21条・第40条】

- 規制区域の指定前に着手し、指定日時点で工事中のものは、規制対象規模の場合、指定日から21日以内（8月8日まで）に届出が必要



許可を要しない工事（届出が必要な工事）

⑤ 区域指定日をまたぐ工事【法第21条・第40条】

- 届出を要する工事の規模は以下のとおり

赤文字 区域指定日をまたぐ工事の【届出】を要する工事の規模

青文字 区域指定日をまたぐ工事の届出に【図面の添付】を要する工事の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)>

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

4 申請手続きについて

申請窓口

- 許可申請やその他手続きのワンストップ窓口

新潟県庁土木部都市局 都市政策課 盛土対策係

住所 新潟市中央区新光町4番地1
電話 025-280-5932
メール ngt160010@pref.niigata.lg.jp

書類提出方法

- 各種許可申請・届出等は、**新潟県電子申請システム**を利用
- 電子申請システムが利用できない場合は、正本1部、副本1部を上記の受付窓口に持参又は郵送

標準処理期間

許可の種類	標準処理期間
土地の形質変更に関する 工事の許可	30日
土石の堆積に関する工事の 許可	14日

※標準処理期間には、書類の不備等を補正するために要する期間や、休日は含まない

手数料

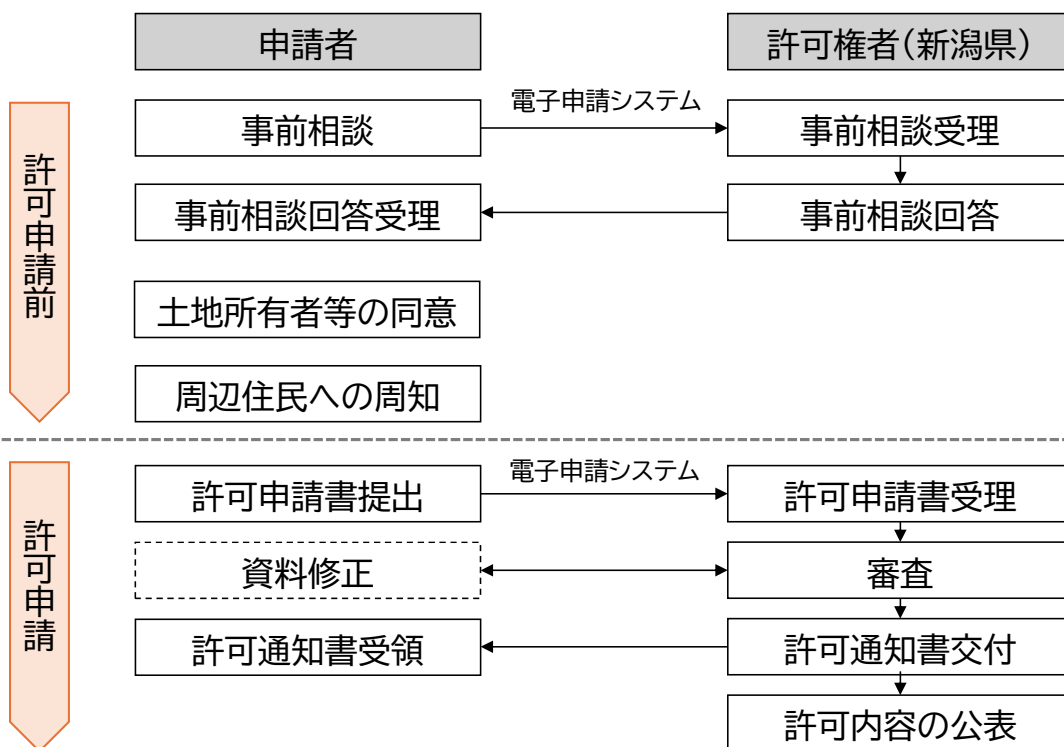
盛土等をする土地の面積		土地の形質変更	土石の堆積
(1)	500㎡以内	16,000円	12,000円
(2)	500㎡を超え 1,000㎡以内	25,000円	15,000円
(3)	1,000㎡を超え 2,000㎡以内	36,000円	18,000円
(4)	2,000㎡を超え 3,000㎡以内	50,000円	22,000円
(5)	3,000㎡を超え 5,000㎡以内	61,000円	28,000円
(6)	5,000㎡を超え 10,000㎡以内	79,000円	31,000円
(7)	10,000㎡を超え 20,000㎡以内	140,000円	45,000円
(8)	20,000㎡を超え 40,000㎡以内	210,000円	56,000円
(9)	40,000㎡を超え 70,000㎡以内	310,000円	72,000円
(10)	70,000㎡を超え 100,000㎡以内	440,000円	99,000円
(11)	100,000㎡を超えるもの	560,000円	130,000円

※変更許可申請等の手数料は別途定める（手引き参照）

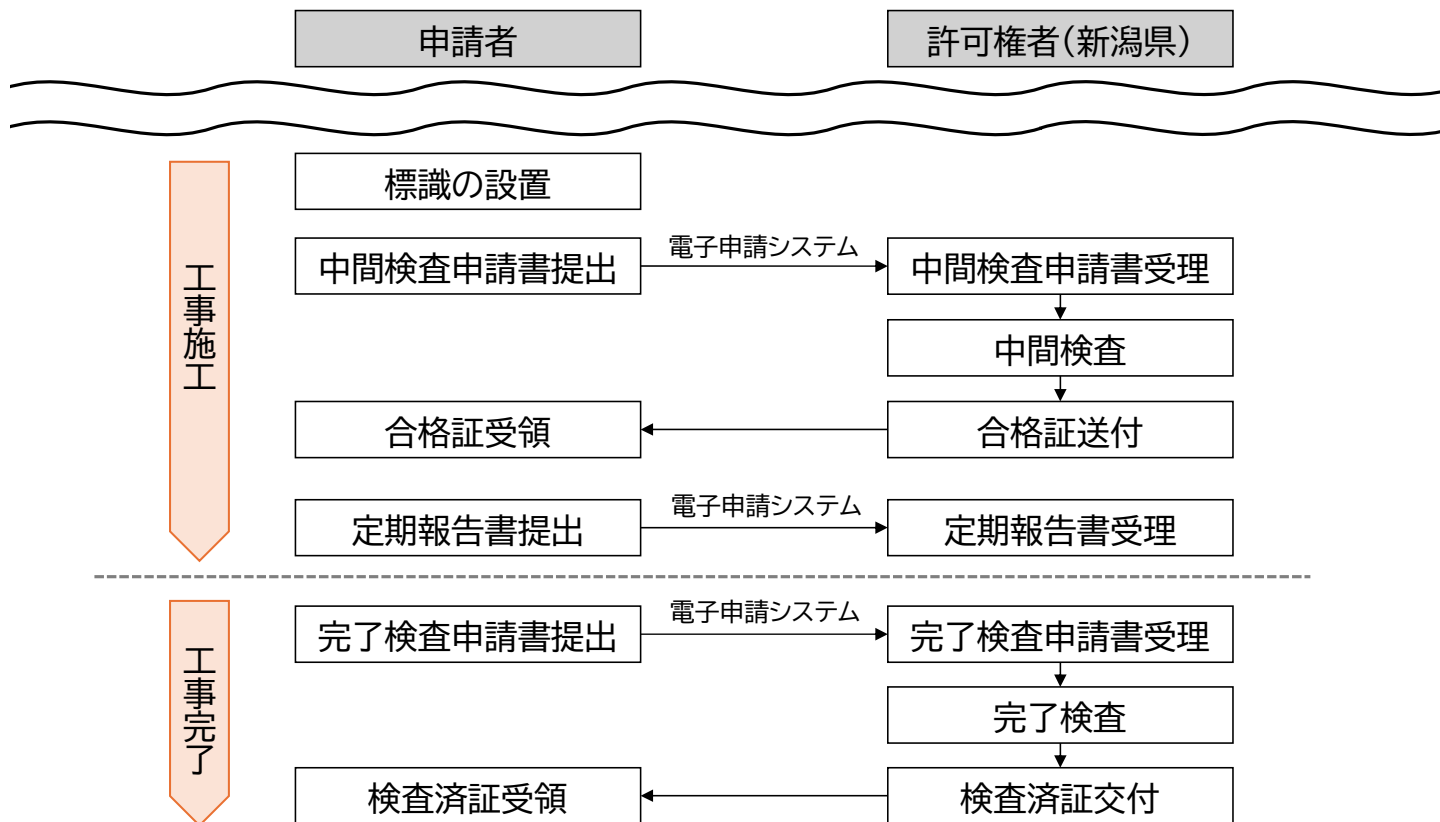
※届出は手数料を要しない

4 申請手続きについて

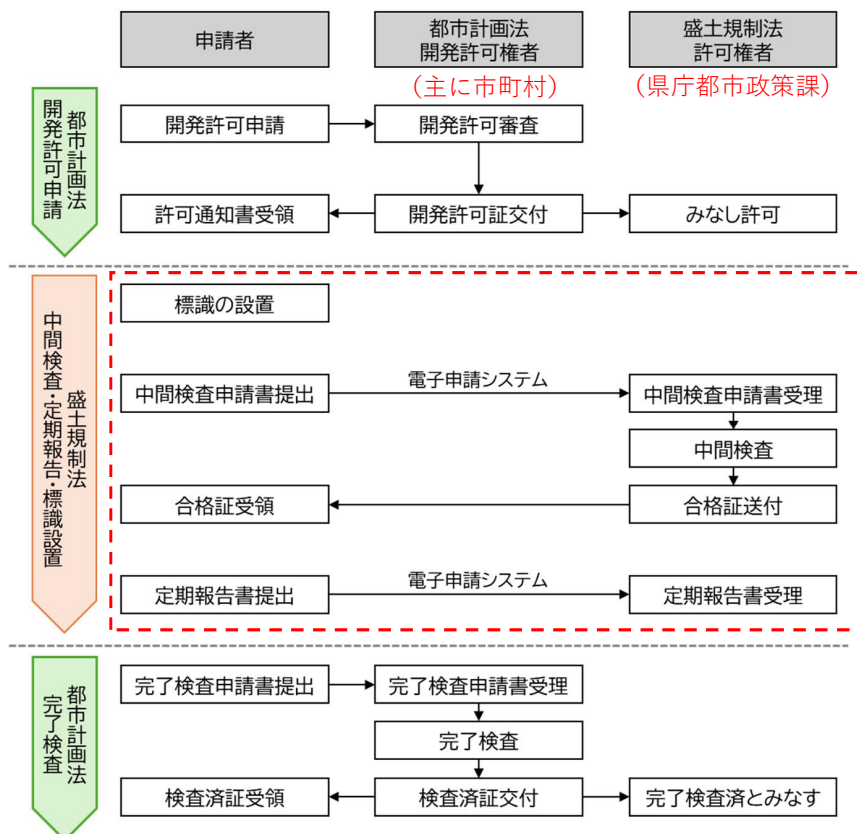
申請手続きの流れ①



申請手続きの流れ②



申請手続きの流れ (みなし許可の場合)



必要資料

許可申請（法第12条・第30条）

- 工事の許可申請書
- 設計者の資格証明書※
- 擁壁等の構造計算書※
- 盛土の安定計算書※
- 大臣認定擁壁認定書※
- 工事主の資力・信用に関する書類
- 工事施行者の能力に関する書類※
- 申請地及びその周辺の写真
- 土地等の権利者の同意書
- 土地の公図の写し
- 土地登記事項証明書
- 住民への周知を行ったことを証する書類
- 土量計算書
- 誓約書
- 他法令に基づく許認可等の写し
- 委任状※
- 図面（位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、排水施設の構造図、崖の断面図※、擁壁等の断面図※、擁壁等の背面図※）

※必要に応じ添付するもの

特盛区域の小規模盛土に関する届出（法第27条）（P16）

- 工事の届出書
- 届出地及びその周辺の写真
- 住民票又は個人番号カードの写し※
- 法人の登記事項証明書※
- 役員の住民票又は個人番号カードの写し※
- 委任状※
- 図面（位置図、地形図、土地の平面図、土地の断面図、排水施設の平面図、排水施設の構造図、崖の断面図※、擁壁等の断面図※、擁壁等の背面図※）

※必要に応じ添付するもの

区域指定日をまたぐ工事に関する届出（法第21条・第40条）（P24）

- 工事の届出書
- 届出地及びその周辺の写真※
- 委任状※
- 図面（位置図、地形図、土地の平面図）※

※必要に応じ添付するもの

参考：盛土規制法に基づく許可申請の手引き 33

4 申請手続きについて

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

①事前相談

- 工事の許可申請を行う前に、できるだけ必要書類を整理したうえで、県庁都市政策課に事前相談を行う
- 事前相談は、新潟県電子申請システムを活用
- 関係法令も確認のうえ、必要な手続きを実施



事前相談用QRコード

関係法令の例

建築基準法、森林法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、土壤汚染対策法、新潟県砂防指定地等管理条例、新潟県大規模開発行為の適正化対策要綱 等

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

②土地所有者等の同意取得【法第12条・第30条】

- 盛土等の工事の計画について、**土地所有者等※の全員の同意が必要**

※土地所有者等

盛土等をしようとする土地について所有権、地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

③周辺住民への周知【法第11条・第29条、省令第6条・第62条、技術的助言】

- 工事主は、あらかじめ、工事の施行に係る土地の**周辺地域の住民に対し、工事内容を周知をする必要**
- 周知は以下のいずれかの方法による
 - **説明会の開催（溪流等で高さ15mを超える盛土を行う場合は必須）**
 - 書面の配布
 - 工事内容の現場掲示及びインターネットを利用した閲覧
- 周辺住民とのトラブル防止の観点から、影響が大きい隣接地等の住民に対して個別に説明を行うとともに、周辺住民や自治会に対しても十分な説明を行う等、**工事に対して理解が得られるよう努めること**

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

②設計者の資格【法第13条、政令第21条】

- 以下の工事は、資格を有する者の設計によらなければならない
 - 高さが5 mを超える擁壁の設置
 - 盛土又は切土をする土地の面積が1,500㎡を超える土地における排水施設の設置
- 必要な設計者資格は以下のとおり【政令第22条、省令第35条、告示】

- ① 大学の土木・建築課程を卒業後、2年以上の実務経験を有する者
- ② 短期大学（3年制）（専門職大学の前期課程を含む）の土木・建築過程を卒業後、3年以上の実務経験を有する者
- ③ 短期大学、高等専門学校、旧制専門学校の土木・建築課程を卒業後、4年以上の実務経験を有する者
- ④ 高等学校、旧制中学校の土木・建築課程を卒業後、7年以上の実務経験を有する者
- ⑤ 国土交通大臣が①から④のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者であると認めたもの
 - ア 大学院等で土木・建築関係を1年以上専攻した後、1年以上の実務経験を有する者
 - イ 技術士（建設部門、農業部門（農業農村工学に限る）、森林部門（森林土木に限る）又は水産部門（水産土木に限る））
 - ウ 一級建築士
 - エ 土木・建築の技術に関し、10年以上の実務経験を有する者で、国土交通大臣の認定する講習を修了した者
 - オ 上記以外で主務大臣が政令第22条第1号から第4号までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認める者

39

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

③工事主の資力・信用【法第12条・第30条、省令第7条・63条、技術的助言、細則第4条・15条】

- 工事主の資力・信用
 - 工事主が工事を完成するために必要な資力及び工事を行うために必要な信用を有していることを確認

資力・信用に関する書類

【工事主が個人の場合】

資金計画書等、住民票又は個人番号カードの写し、直近3年間の所得税等の納税証明書 等

【工事主が法人の場合】

資金計画書等、法人の登記事項証明書、役員の住民票又は個人番号カードの写し、事業経歴書、直近3年間の法人税等の納税証明書、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主等の住民票又は個人番号カードの写し、上記株主の有する株式の数等が確認できる書類 等

40

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

④工事施行者の工事完成能力【法第12条・第30条、省令第7条・63条、細則第4条・第15条】

- 盛土、切土又は土石の堆積をする**土地の面積が1ha以上、又は擁壁等（排水施設を除く）を設置する工事においては、工事施行者が工事を完成するために必要な能力を有していることを確認**
- 申請時に提出が必要となる書類（例）
 - 工事施行者の登記事項証明書
 - 工事施行者の事業経歴書
 - 工事施行者の建設業許可証明書

許可申請前

許可申請

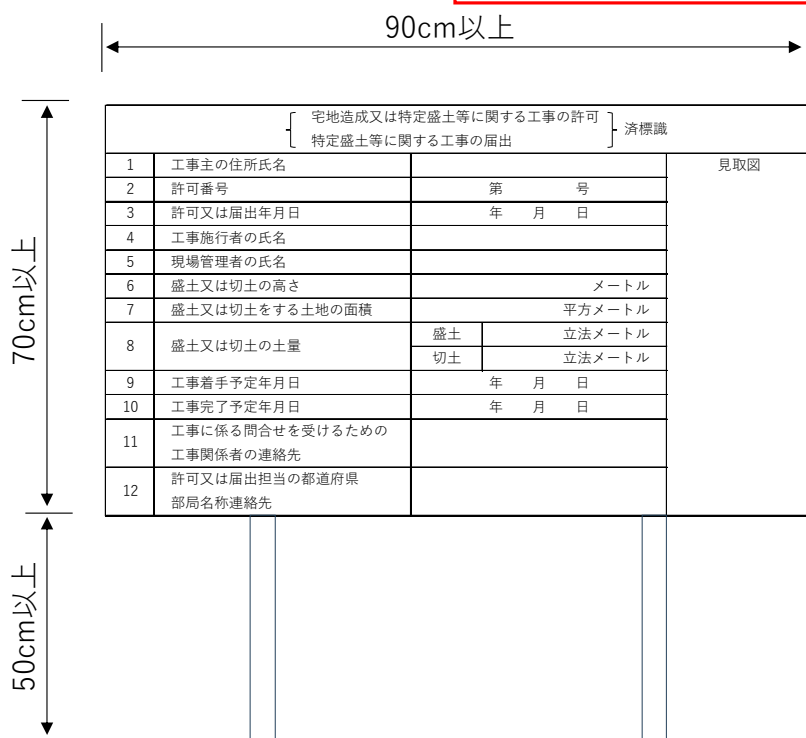
工事施工

工事完了

①現場での標識掲示【法第49条、省令第87条】

開発許可（みなし許可）でも該当

- 許可（法第12条・第30条）を受けた工事主、又は届出（法第27条）をした工事主は、**当該許可・届出に係る土地の見やすい場所に必要事項を記載した標識を掲示する必要**



許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

②中間検査【法第18条・37条、省令第46条・76条】

開発許可（みなし許可）
でも該当

- 該当する規模の工事において、盛土前又は切土後の地盤面に暗渠排水管を設置する工事（特定工程）が完了した段階で、中間検査を受ける必要
- 中間検査後の工程に係る工事は、中間検査合格証の交付を受けた後でなければ実施できない

行為	中間検査を要する規模	特定工程	申請時期	罰則
土地の形質変更	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	盛土前又は切土後の地盤面に暗渠配水管を設置する工事の工程	暗渠排水管設置工事完了から4日以内	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

③定期報告【法第19条・38条、省令第48条・78条、細則第10条・21条】

開発許可（みなし許可）
でも該当

- 該当する工事の規模において、工事の許可を受けたものは、3か月ごとに定期報告を行う必要
- 定期報告の時期の例
（初回は、許可日から3か月目にあたる日までの最後の月末に提出）
➤ 例 許可日4/15 → 第1回 6月末 → 第2回 9月末 → …

行為	定期報告を要する規模	報告事項	報告時期	罰則
土地の形質変更	① 盛土で高さ2m超の崖 ② 切土で高さ5m超の崖 ③ 盛土と切土を同時に行って、高さ5m超の崖（①、②を除く） ④ 盛土で高さ5m超（①、③を除く） ⑤ 盛土又は切土の面積3,000㎡超（①～④を除く）	報告時点における盛土、切土、擁壁等の施工状況	3か月ごと	1年以下の懲役又は300万円以下の罰金
土石の堆積	① 堆積の高さ5m超かつ面積1,500㎡超 ② 堆積の面積3,000㎡超（①を除く）	報告時点における土石の施工状況		

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

④計画変更【法第16条・35条、省令第37条・38条・67条・68条、細則第7条・8条・18条・19条】

- 許可を受けた**工事の計画を変更する場合、県知事の許可が必要**
(変更に係る部分の面積に応じ、別途手数料を要する)
- 提出が必要な書類
 - 変更許可申請書
 - 工事の計画の変更に伴い内容が変更となる書類
 - 土地等の権利者の同意書

• **軽微な変更**の場合、工事の変更許可申請は不要であるが、**すみやかに届出書を提出する必要**

【軽微な変更】

- 工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更
- 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更（土石の堆積に関する工事にあつては、変更前の工事予定期間を超えないものに限る）

許可申請前

許可申請

工事施工

工事完了

⑤完了検査・確認申請【法第17条・36条、省令第39条～第44条】

- 工事の完了後、当該工事が許可の内容に適合していることを判定するため、完了検査・確認申請を実施**

行為	提出書類	交付書類	申請時期	罰則
土地の形質変更	完了検査申請書	検査済証	工事完了から 4日以内	1年以下の懲役 又は300万円 以下の罰金
土石の堆積	確認申請書	確認済証		

検査項目の例

- 盛土・切土の高さ、勾配等
- 擁壁の各部寸法、配筋状況等
- 排水施設の配置、構造等

※工事内容の裏付けとなる写真等の根拠資料が必要

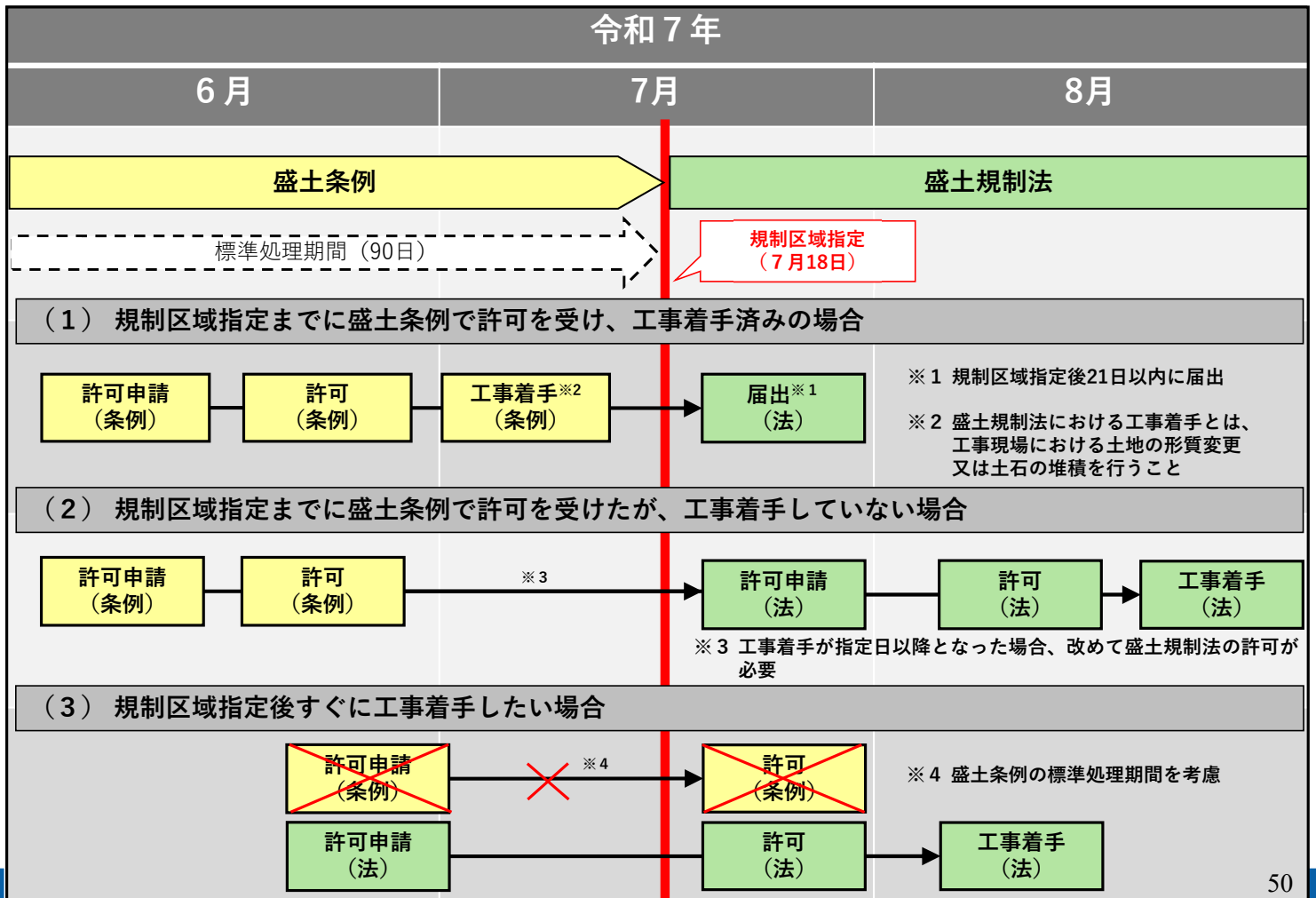
参考

許可情報の公表【法第12条・第21条・第27条・第30条・第40条、省令第9条・10条・第53条・第54条・第59条・第60条・第64条・第65条・第83条・第84条】

- 許可・届出の内容について、県のホームページにおいて随時公表

許可案件	届出案件
<ul style="list-style-type: none"> 工事主の氏名又は名称 工事が施行される土地の所在地 工事が施行される土地の位置図 工事の許可年月日及び許可番号 工事施行者の氏名又は名称 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量 	<ul style="list-style-type: none"> 工事主の氏名又は名称 工事が施行される土地の所在地 工事が施行される土地の位置図 工事の届出年月日 工事施行者の氏名又は名称 工事の着手予定年月日及び完了予定年月日 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

盛土条例と盛土規制法の運用イメージ

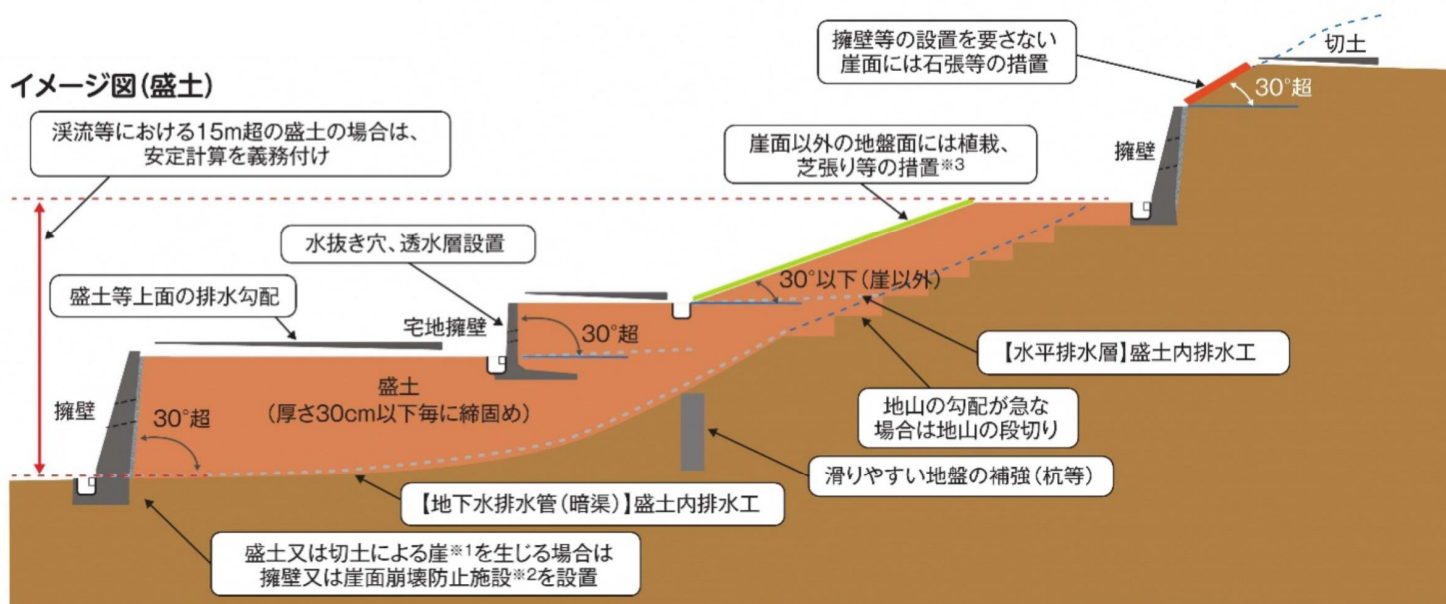


5 技術的基準について

(許可対象工事のみ)

5 技術的基準について (土地の形質変更)

土地の形質変更 (盛土・切土) のイメージ

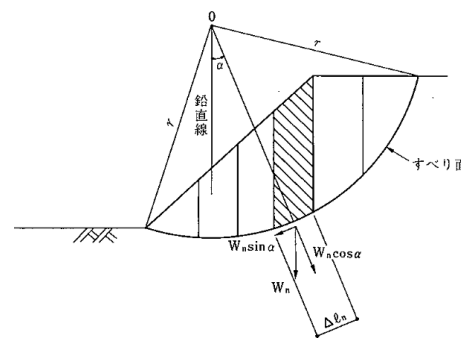


※1「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。 ※2 住宅等の建築物を建築する地盤には崖面崩壊防止施設(鋼製枠工等)は設置できません。 ※3 道路の路面の部分その他の植栽、芝張り等の措置の必要がないことが明らかな地盤面を除きます。
*具体的には都道府県知事等が定める許可基準や「盛土等防災マニュアル」をご確認ください。

のり面の安定計算

• 以下の場合、のり面の安定計算が必要

- ① 溪流等における盛土
- ② のり面の勾配が30度（約1:1.8）を超える盛土
※法面の安定計算または擁壁等の設置が必要
- ③ のり面の勾配が30度以内で、以下に該当する盛土
 - 1) 法面が特に大きい場合（15m以上の高盛土）
 - 2) 盛土が地山からの流水、湧水及び地下水の影響を受けやすい場合（傾斜上の盛土や谷間を埋める盛土等）
 - 3) 盛土箇所の原地盤が不安定な場合（軟弱地盤や地すべり地等）
 - 4) 盛土が崩落すると隣接物に重大な影響を与えるおそれがある場合（住宅等に隣接している場合等）
 - 5) 腹付け盛土となる場合
 - 6) 締固め難い材料を盛土に用いる場合（火山灰質土等を使用する場合）



安定計算のイメージ

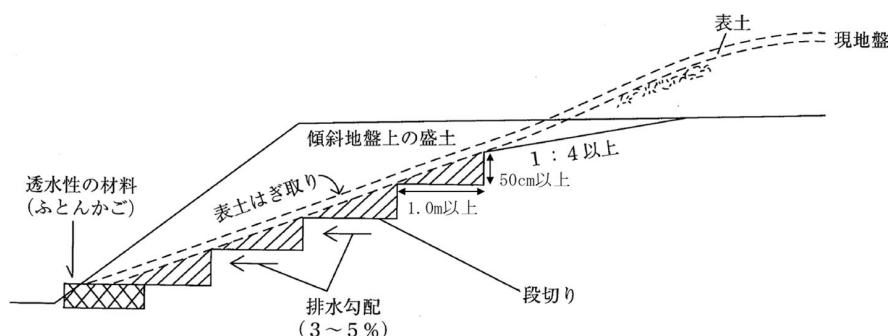
盛土の施工

• 敷均し、締固め

- 盛土の安定性を確保するため、まき出し厚さは概ね30cm以下とし、層ごとに適切に締固めを行うこと
- 盛土の締固め状況を段階ごとに確認できるよう、写真管理を徹底

• 段切り

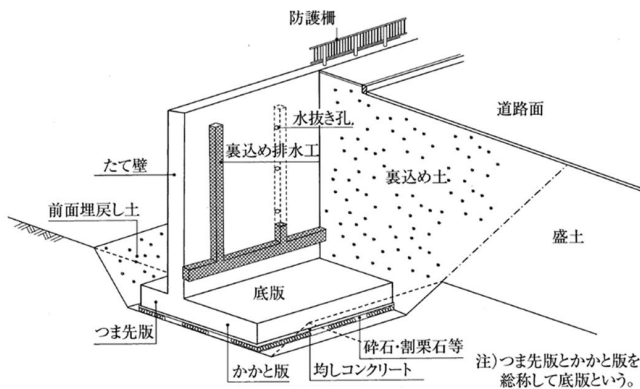
- 勾配15度（約1:4.0）以上の傾斜地盤に盛土する場合は、段切りを行うこと



段切りのイメージ

擁壁の設置

- 盛土又は切土により生じた崖（勾配30度超のり面）には、原則として擁壁を設置すること
- 擁壁背面の排水を適切に行うため、水抜き穴や透水層を設置
- 一定の根入れ深さの確保が必要
- 国土交通大臣認定擁壁を使用する場合、認定擁壁であることがわかる資料の提出が必要



擁壁のイメージ（道路土工—擁壁工指針p.11）

擁壁の設置が必要な崖

- 盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超える崖
- 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖
- 盛土と切土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超える崖


擁壁を設置する必要がない崖

- 切土により生じた崖面であって、土質に応じて定められたのり面勾配以下の場合
- 安定計算により擁壁の設置が必要ないことが確認された崖面
- 崖面崩壊防止施設が設置された崖

崖面崩壊防止施設の設置

- 以下のように擁壁の適用に問題がある場合、**擁壁に代えて崖面崩壊防止施設の適用が可能**
 - 地盤の支持力が小さく、不同沈下等が懸念される土地
 - 地下水や浸透水を排除する必要がある土地
 - 一定の地盤の変形を許容できる土地
- ただし、**住宅地等の地盤の変形が許容されない土地には適用できない**

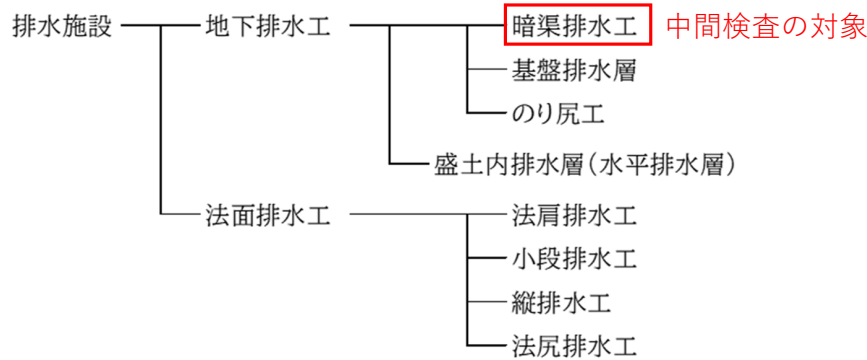
崖面崩壊防止施設のイメージ

項目		崖面崩壊防止施設			擁壁
代表 工種	工種名	鋼製枠工	大型かご枠工	ジボキスタイル補強土壁工	鉄筋コンクリート擁壁 等
	イメージ 写真				
変形への追従性		中程度	高い	中程度	低い
耐土圧性		相対的に小さい土圧			相対的に大きい土圧
透水性		高い（中詰め材を高透水性材料とすることで施設全面からの排水が可能）			中程度（一般に排水施設を設置） （水抜き等により排水）

盛土内の排水施設

- 盛土崩壊の原因の多くが、地山からの湧水、地下水、降雨等の浸透水
- 盛土内に浸透した地下水等は、排水施設によりすみやかに排除する

排水施設の種類



地下排水工の標準的な仕様

①暗渠排水工	②基盤排水層	③水平排水層
本管 ：管径300ミリメートル以上（流域等が大規模なものは流量計算にて規格検討） 補助管 ：管径200ミリメートル以上 補助管間隔 ：40メートル以内を標準（渓流等における盛土は20メートル以内）	厚さ ：0.5メートルを標準（渓流等における盛土では1.0メートル以上） 範囲 ：のり尻からのり肩の水平距離の1/2の範囲及び地表面勾配 $i < 1:4$ の谷底部を包括して設置	厚さ ：0.3メートル以上 配置 ：小段ごとに設置 範囲 ：小段高さの1/2

崖面以外の地表面に講ずる措置

- 崖面以外の地表面について、浸食等により不安定化することを抑制するため、植生工等で保護すること
- ただし、以下の場合には地表面の保護を要さない
 - 排水勾配を付した盛土または切土の上面
 - 道路の路面の部分その他の地表面を保護する必要がないことが明らかなもの
 - 農地等で植物の生育が確保される地表面

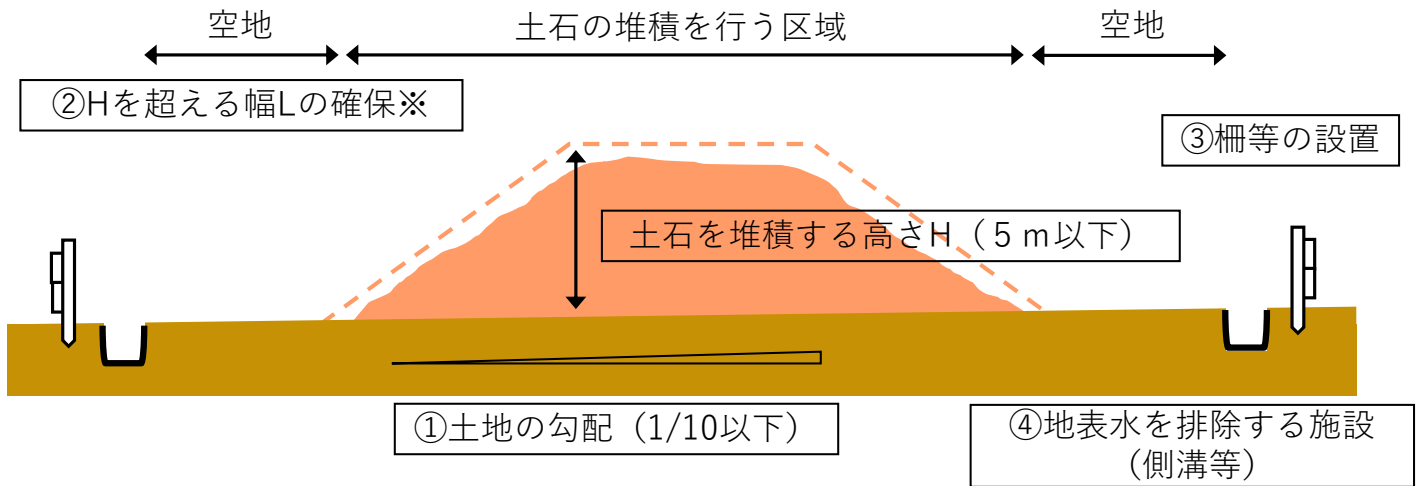
土工区分	地表面の勾配	設置を要する構造物等
盛土	崖面	擁壁／崖面崩壊防止施設
	崖面以外の地表面	のり面保護工※1
切土	崖面	擁壁／崖面崩壊防止施設※2 のり面保護工
	崖面以外の地表面	のり面保護工※1

※1 土地利用等により保護する必要がないことが明らかな地表面を除く

※2 擁壁の設置を要しない切土のり面の土質・勾配を満足する場合を除く

土石の堆積①

- 土石の堆積を行う際のポイントは以下のとおり
 - ① 土石を堆積する**土地の最大勾配を10分の1以下**とすること
 - ② 堆積した土石の周囲に**所定の幅の空地**を設けること
 - ③ 堆積した土石の周囲に**柵等**を設けること
 - ④ 堆積した土石の周囲に**側溝等の地表水を排水する施設を設置**すること



※ $H > 5\text{ m}$ の場合は、 $2H$ を超える幅の空地が必要

土石の堆積②

■十分な空地の設置が困難な場合

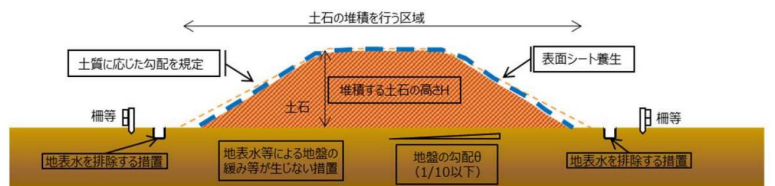
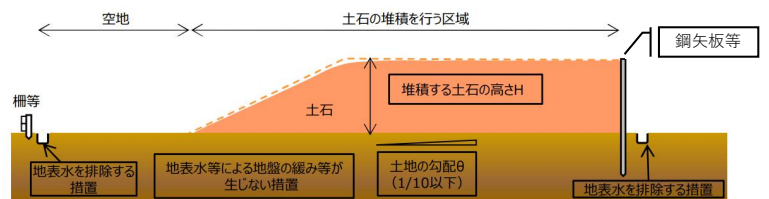
・鋼矢板等の設置

土石を堆積する高さを超える鋼矢板や擁壁に類する施設等を設置する

・堆積勾配の規制及びシート等による保護

堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積する

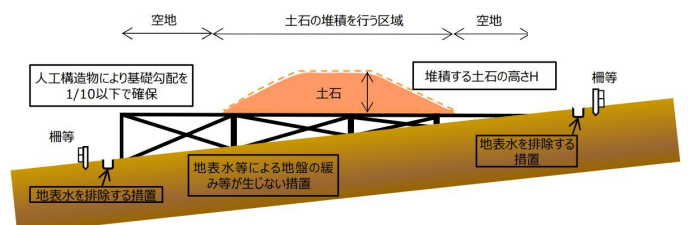
浸食を防ぐため、堆積した土石を防水性の高いシート等で覆い表面を保護する



■地盤の勾配が10分の1を超える場合

・構台等の設置

構台等の土石の堆積を行う面を有する堅固な構造物を設置する



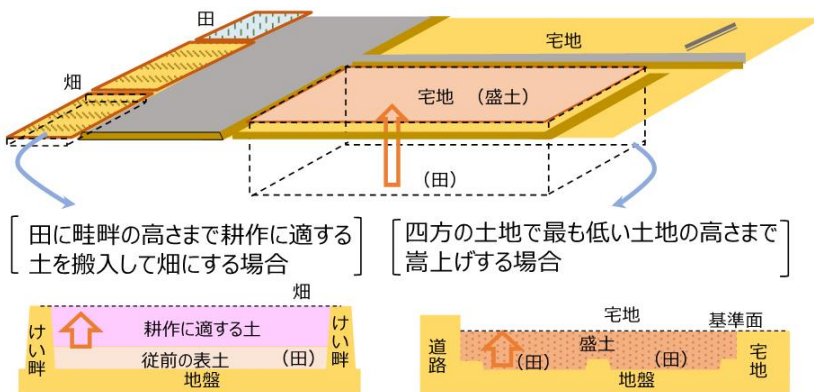
6 事例紹介

6 事例紹介

①窪地で行う盛土は規制対象になるのか

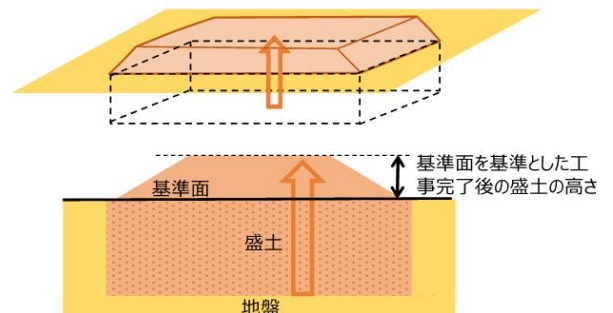
→以下の場合は、規制対象外

四方の土地の高さに合わせて
嵩上げする場合



四方の土地より少し高く盛土
(30cm以内) する場合

窪地を四方の高さに合わせて嵩上げを行って平坦にした面(基準面)を基準として、工事完了後の盛土との高さや面積が規制対象規模を超えない場合、許可等は不要と考える。

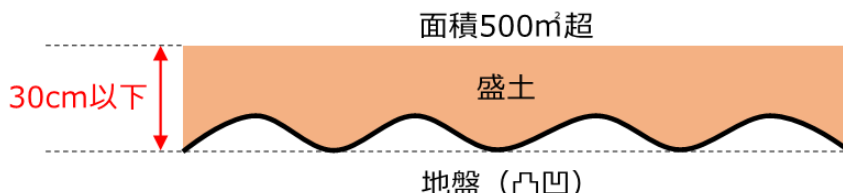


※盛土前後の地盤の標高差30cm超から、面積に応じて規制の対象となる

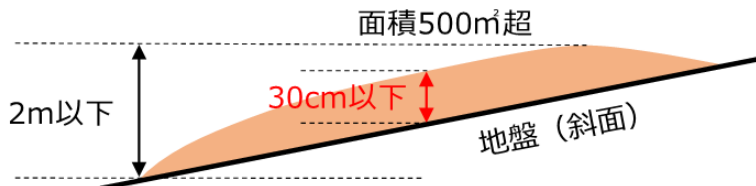
② 薄い盛土は許可対象となるのか

→ 高さが2m以下であって、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が30cmを超えない盛土又は切土をするものは、許可不要

【許可不要となる工事例①】

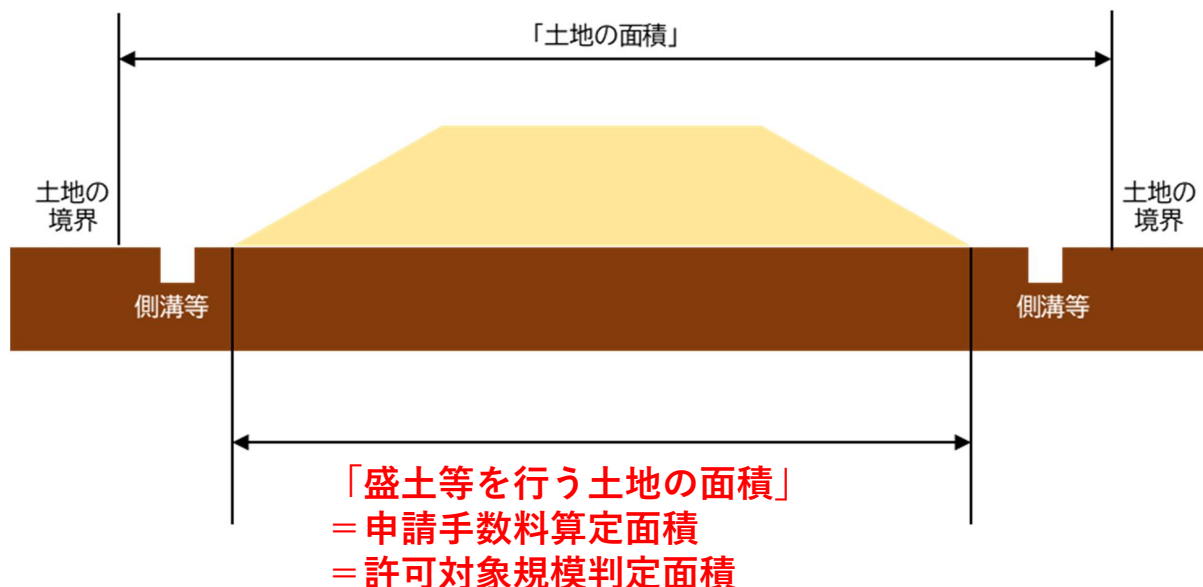


【許可不要となる工事例②】



③ 許可申請の対象面積はどの範囲か

→ 許可申請は、「盛土等を行う土地の面積」で行う

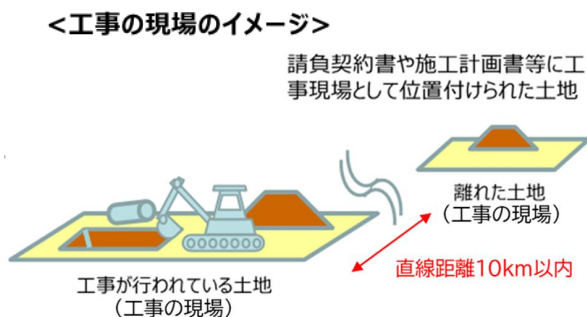


④-1 工事現場で土石を仮置きする場合も許可対象か

➔工事現場やその付近において、本体工事と一体的に安全管理されている仮置き土は、許可不要【技術的助言】

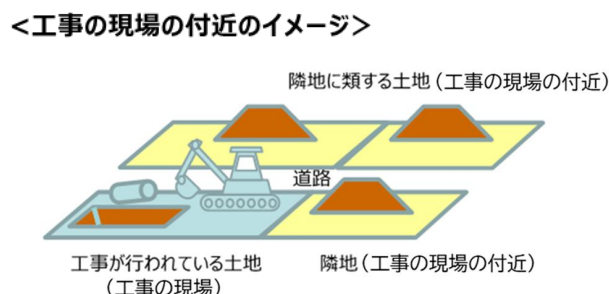
【工事の現場】の考え方

- 工事が行われている土地を指す
- 請負契約を伴う工事にあたっては、請負契約書や施工計画書等に工事現場として位置づけられた土地が該当（本体工事が行われている土地との直線距離が10km以内のもの）



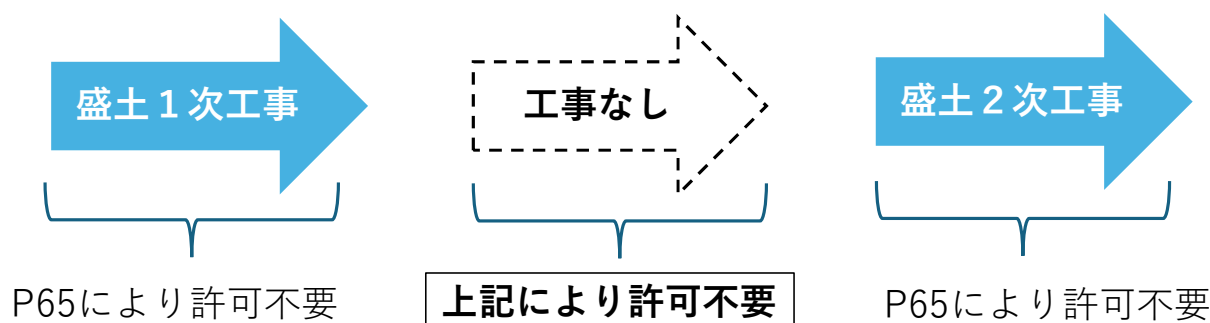
【工事の現場の付近】の考え方

- 本体の工事現場の主任技術者等が容易に状況を把握し到達でき、本体の工事現場と一体的な安全管理が可能な範囲として、工事現場の隣地や隣地に類する土地が該当



④-2 やむを得ず本体工事の期間後も、現場やその付近で土石の堆積を継続する場合、許可対象か

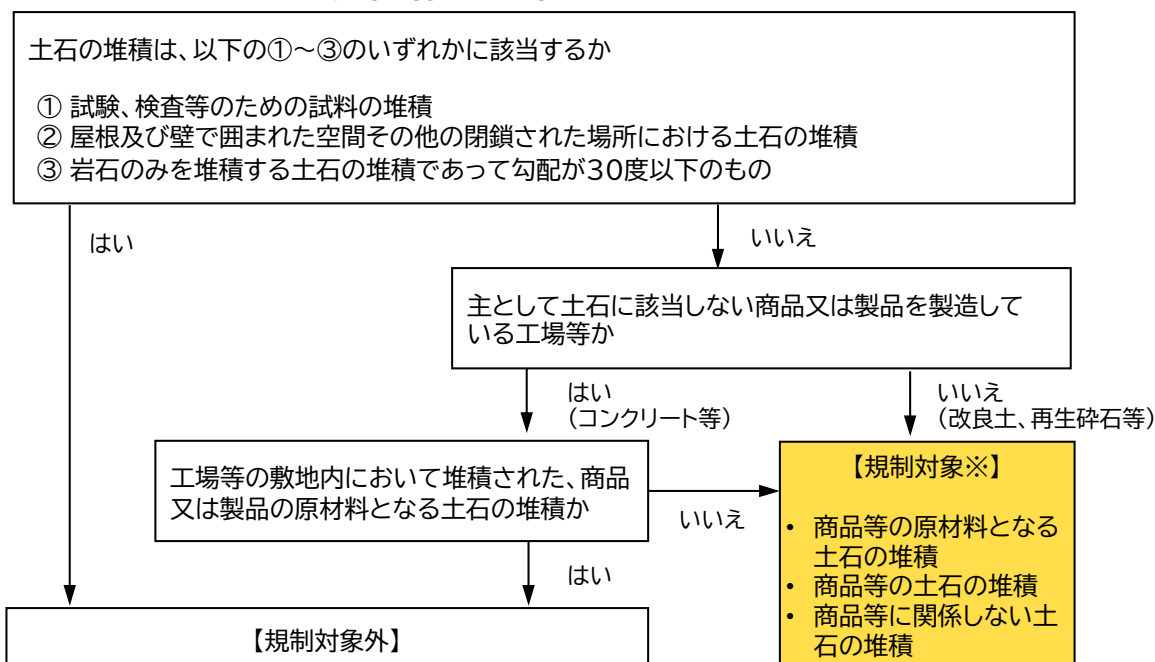
➔残土処分場や流用先の工事との工程調整等により、やむを得ず工事期間後も土石の堆積を継続する場合、許可不要【技術的助言】



- ただし、盛土が管理されていることを客観的に確認できる必要があることから、本体工事現場の管理者等は、管理体制等を記した看板の掲示を行う必要

⑤ プラント等の敷地内における土石の堆積は規制対象か

規制有無の判定



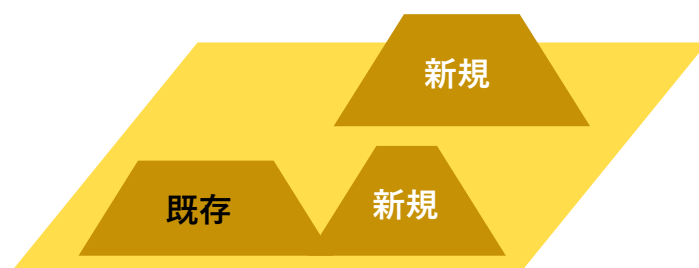
※規制区域指定日に既に運用している場合は、21日以内に届出が必要 (P24)

⑥ 既存盛土と接する新規盛土を造成する場合、対象となる盛土規模はどのように考えるべきか

→ 個々のケースにより判断するが、一体的な盛土と判断される場合は規制対象になる

• 一体的な盛土であるかどうかは、以下により総合的に判断 (不明点があれば事前相談を実施)

- 事業者の同一性
- 物理的一体性
- 機能的一体性
- 時期的近接性



⑦表土補充などの営農行為は規制対象となるのか

→30cm以内の表土補充など、「通常の営農行為」であれば、規制対象外（不明点があれば事前相談を実施）

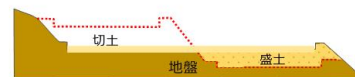
通常の営農行為の例（規制対象外）

- 耕起、代かき、整地、畝立て
- けい畔の新設・補修・除去
- 土壌改良材（基肥、たい肥等）の投入
- 表土の補充 ※1
 - 表土の補充のイメージ
 - (特定の作物の栽培上で表土が不足する場合)
 - (表土が降雨によって流出する場合)
 - 表土の補充後の地表面
 - 表土の補充前の地表面
 - 補充した表土
 - 従前の表土
 - 地盤
- 表土の入れ替え
 - 表土の入れ替えのイメージ
 - 搬出先で盛土又は土石の堆積の規制対象になる場合がある
 - 表土
 - 地盤
 - 搬出元が切土の規制対象になる場合がある
- 農業用暗きょ排水の新設・改修
- 樹園地における樹木の改植
- 盛土・切土を伴わない荒廃農地の再生(抜根、整地等)

規模により規制対象となる行為

※土地改良法に基づく土地改良事業は規制対象外

- ほ場の大区画化・均平・勾配修正
ほ場の大区画化・均平のイメージ



- 盛土を伴う田畑転換
盛土を伴う田畑転換のイメージ

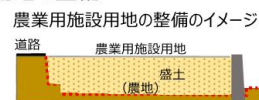


- 盛土・切土を伴う荒廃農地の整備

- 農道の整備



- 農業用施設用地の整備



7 不法盛土対応

福島県（西郷村）の事例

- わずか数か月の間に、関東の事業者が民家脇に大規模な不法盛土を造成



出典：国土交通省資料

- 無許可盛土や監督処分命令違反、技術的基準の規定違反等の場合、**3年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金**
(法人重科3億円以下)

71

不法盛土発見時の通報について


- 以下のような**不法と思われる盛土を発見した場合、通報にご協力をお願いします**
 - 標識のない大規模な盛土
 - 夜間に行われている盛土
 - 県外ナンバートラックの頻繁な出入り 等
- 通報窓口 県庁都市政策課 盛土対策係 (025-280-5932)
- 通報方法 電話等

72

8 その他

8 その他

- 申請書の記載方法や技術的基準等の詳細は、県庁都市政策課のホームページに掲載している資料をご確認ください

新潟県 盛土規制法 

- ▶ 盛土規制法に基づく許可申請の手引き
- ▶ 盛土規制法に基づく届出の手引き
- ▶ 盛土規制法に関する技術的基準



盛土規制法
メインページ



手引き等
掲載ページ

【問合せ先（新潟市を除く県内全域）】

新潟県庁土木部都市局 都市政策課 盛土対策係

電話 025-280-5932

メール ngt160010@pref.niigata.lg.jp